

資料1

# 地方財政関係資料



総務省

平成26年4月24日

総務省自治財政局財政課



# 平成26年度地方財政計画のポイント①

地方財政計画は、地方交付税法第7条の規定に基づき作成される地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類であり、国会に提出するとともに、一般に公表するものである。

## 1 通常収支分

### (1) 主な歳入歳出の概要

(単位:兆円、%)

区分	26年度	25年度	増減額	増減率
	A	B	C= A-B	C/B
歳入				
地方税・地方譲与税等	37.9	36.5	1.4	3.8
地方交付税	16.9	17.1	▲0.2	▲1.0
国庫支出金	12.4	11.9	0.6	5.1
地方債	10.6	11.2	▲0.6	▲5.3
臨時財政対策債	5.6	6.2	▲0.6	▲9.9
臨時財政対策債以外	5.0	4.9	0.0	0.5
その他	5.6	5.4	0.2	4.1
計	83.4	81.9	1.4	1.8
一般財源総額	60.4	59.8	0.6	1.0
(水準超経費除き)				
「一般財源」	59.4	59.0	0.4	0.7

区分	26年度	25年度	増減額	増減率
	A	B	C= A-B	C/B
歳出				
給与関係経費	20.3	19.7	0.6	3.0
退職手当以外	18.5	17.8	0.7	3.9
退職手当	1.9	2.0	▲0.1	▲5.0
一般行政経費	33.2	31.8	1.4	4.4
うち 地域の元気創造事業費	0.35	—	0.35	皆増
地域経済基盤強化・雇用等対策費	1.2	1.5	▲0.3	▲20.1
公債費	13.1	13.1	▲0.0	▲0.3
投資的経費	11.0	10.7	0.3	3.1
うち 緊急防災・減災事業費	0.5	—	0.5	皆増
給与の臨時特例対応分	—	0.8	▲0.8	皆減
緊急防災・減災事業費	—	0.45	▲0.45	皆減
地域の元気づくり事業費	—	0.3	▲0.3	皆減
その他	4.5	4.3	0.2	4.9
計	83.4	81.9	1.4	1.8

※表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない箇所がある。

## 平成26年度地方財政計画のポイント②

### (2)ポイント

- ① 一般財源総額について、平成25年度の水準を相当程度上回る額を確保  
赤字地方債を抑制し、一般財源の質も改善

一般財源総額	60.4兆円(+0.6兆円、前年度 59.8兆円)
・ 地方税	35.0兆円(+1.0兆円、前年度 34.0兆円)
・ 地方譲与税・地方特例交付金	2.9兆円(+0.4兆円、同 2.5兆円)
・ 地方交付税	16.9兆円(▲0.2兆円、同 17.1兆円)
・ 臨時財政対策債	5.6兆円(▲0.6兆円、同 6.2兆円)

- ② 歳出特別枠・交付税の別枠加算の確保

- ・ 歳出特別枠(㉕1.5兆円)については、地域の元気創造事業への振り替え分(0.3兆円)を含めて実質的に前年度水準を確保(㉖1.2兆円)
- ・ 交付税の別枠加算(㉕0.99兆円)については、地方税収の状況を踏まえて、一部を縮小しつつ、必要な額を確保(㉖0.61兆円)

- ③ 緊急防災・減災事業費、地域の元気創造事業費の増額確保

- ・ 緊急防災・減災事業費 0.5兆円(前年度 0.45兆円)
- ・ 地域の元気創造事業費 0.35兆円(同 0.3兆円(地域の元気づくり事業費))

※交付税の算定にあたり、各地方公共団体のこれまでの行革努力や地域経済活性化の成果を反映して配分

<参考>平成25年度は、給与の臨時特例対応分として単年度限りの措置として計上

- ④ 地方法人税の交付税原資化

- ・ 法人住民税法人税割の税率引下げ分に相当する地方法人税を創設
- ・ 地方法人税の全額を交付税特別会計に直接繰り入れ、地方交付税原資化

## 2 東日本大震災分

### ○ 震災復興特別交付税

復旧・復興事業の地方負担分、地方税の減収分等を全額措置するため0.6兆円確保

## 平成26年度地方財政計画歳入歳出一覧（東日本大震災分）

### (1) 復旧・復興事業

(単位:億円、%)

区 分		平成26年度 (A)	平成25年度 (B)	増減額 (A)-(B) (C)	増減率 (C)/(B)
歳 入	震災復興特別交付税	5,723	6,198	△ 475	△ 7.7
	国庫支出金	13,353	16,895	△ 3,542	△ 21.0
	地方債	455	233	222	95.3
	雑収入	86	21	65	309.5
	計	19,617	23,347	△ 3,730	△ 16.0
歳 出	給与関係経費	117	121	△ 4	△ 3.3
	一般行政経費	5,350	6,829	△ 1,479	△ 21.7
	補助	3,779	5,283	△ 1,504	△ 28.5
	単独	1,571	1,546	25	1.6
	公債費	85	18	67	372.2
	投資的経費	13,905	16,255	△ 2,350	△ 14.5
	直轄・補助	13,525	15,745	△ 2,220	△ 14.1
	単独	380	510	△ 130	△ 25.5
公営企業繰出金	160	124	36	29.0	
計	19,617	23,347	△ 3,730	△ 16.0	

### (2) 全国防災事業

(単位:億円、%)

区 分		平成26年度 (A)	平成25年度 (B)	増減額 (A)-(B) (C)	増減率 (C)/(B)
歳 入	地方税	679	123	556	452.0
	一般財源充当分	113	130	△ 17	△ 13.1
	国庫支出金	736	800	△ 64	△ 8.0
	地方債	983	973	10	1.0
	雑収入	10	5	5	100.0
計	2,521	2,031	490	24.1	
歳 出	公債費	802	258	544	210.9
	投資的経費	1,719	1,773	△ 54	△ 3.0
	直轄・補助	1,719	1,773	△ 54	△ 3.0
	計	2,521	2,031	490	24.1

# 平成26年度地方交付税算定基礎

(単位:億円)

区分	平成26年度 当初予算額 A	平成25年度 当初予算額 B	増減額 (A-B) C	増減率 C/B
国税5税の法定率分等 ①	119,046	108,495	10,551	9.7%
所得税×32%	47,328	44,474	2,854	6.4%
酒税×32%	4,291	4,310	△19	△0.4%
法人税×34%	34,061	29,628	4,434	15.0%
消費税×22.3% (H25は29.5%)	34,206	31,415	2,791	8.9%
たばこ税×25%	2,305	2,478	△173	△7.0%
(小計)	122,191	112,304	9,888	8.8%
平成19、20年度精算分等	△3,145	△3,808	663	△17.4%
(小計)	△3,145	△3,808	663	△17.4%
一般会計からの加算分 ②	41,186	54,176	△12,990	△24.0%
法定加算等	8,648	8,231	417	5.1%
別枠の加算	6,100	9,900	△3,800	△38.4%
臨時財政対策特例加算	26,438	36,045	△9,607	△26.7%
計(入口ベース) ①+②=③	160,232	162,672	△2,439	△1.5%

区分	平成26年度 当初予算額 A	平成25年度 当初予算額 B	増減額 (A-B) C	増減率 C/B
地方法人税 ④	3	0	3	皆増
返還金 ⑤	0	0	0	皆増
特別会計借入金償還額 ⑥	△2,000	△1,000	△1,000	100.0%
特別会計借入金利子 ⑦	△1,729	△1,746	17	△1.0%
剰余金の活用 ⑧	1,000	2,000	△1,000	△50.0%
地方公共団体金融機構の 公庫債権金利変動準備金の活用 ⑨	0	6,500	△6,500	皆減
前年度からの繰越 ⑩	11,349	2,199	9,150	416.1%
計 ④+⑤+⑥+⑦+⑧+⑨+⑩=⑪	8,623	7,953	670	8.4%
地方交付税総額(出口ベース) ③+⑪ ⑫	168,855	170,624	△1,769	△1.0%

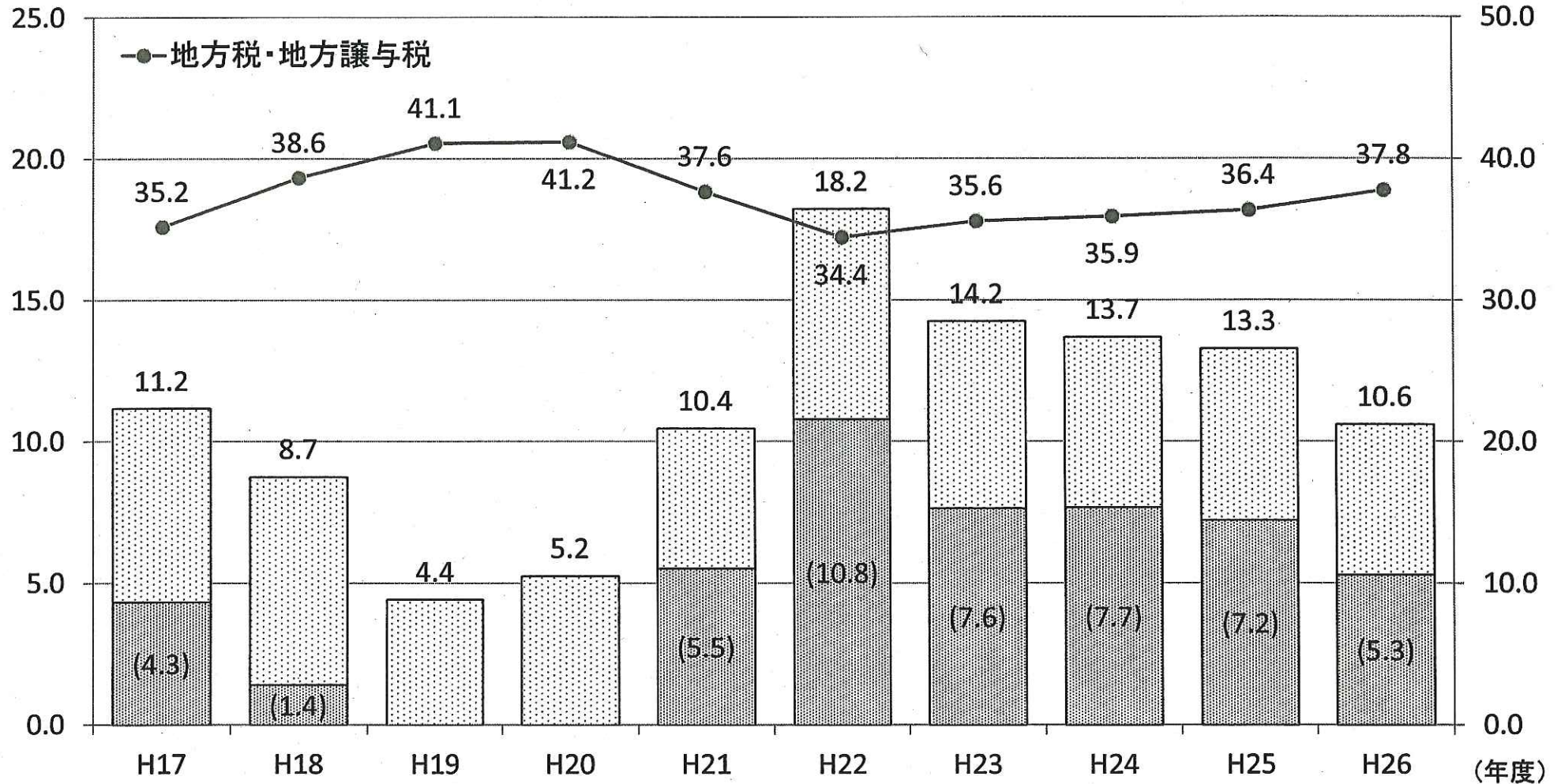
(注)表示単位未満四捨五入の関係で、積み上げと合計が一致しない場合がある。

# 地方の財源不足額と地方税収

○ 近年は巨額の財源不足が続いている状況。

(財源不足額 兆円)

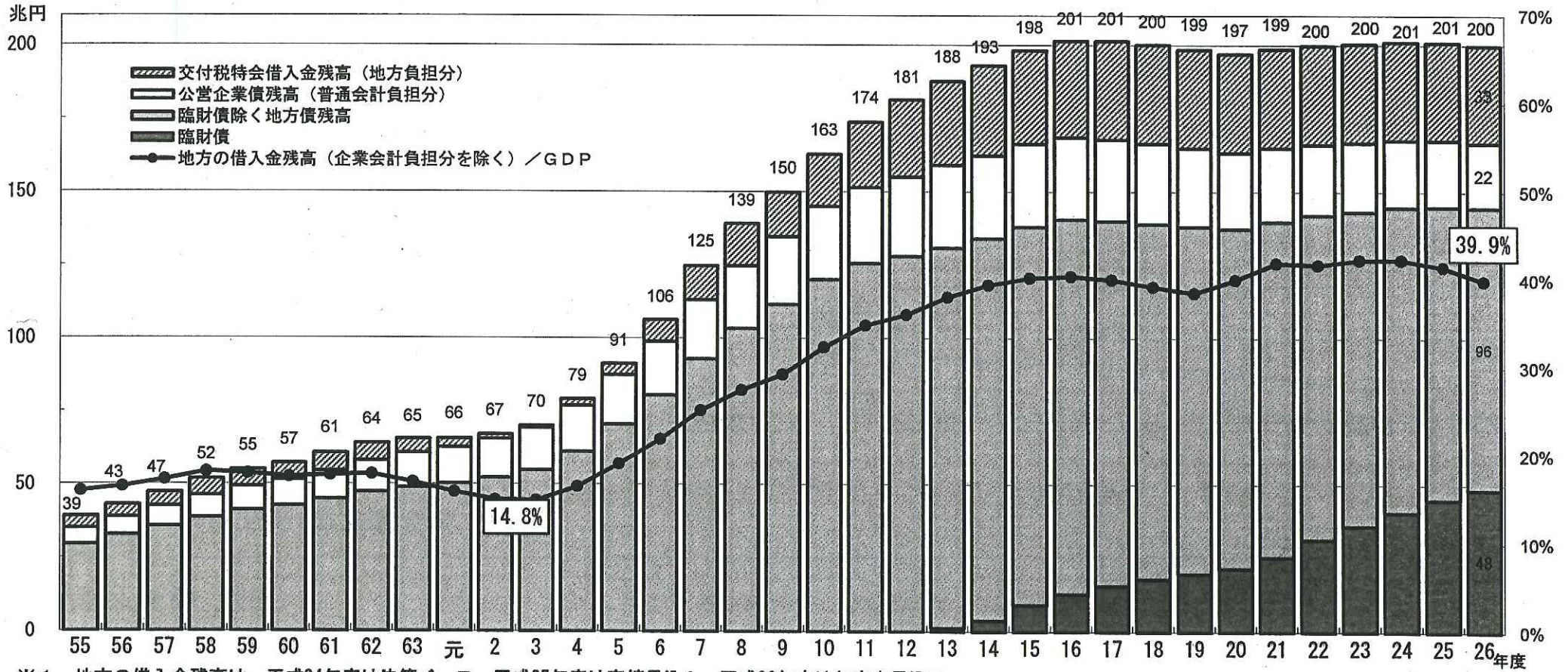
(地方税・地方譲与税 兆円)



※ ( )は折半対象財源不足額。

# 地方財政の借入金残高の状況

○ 地方財政は、26年度末見込で約200兆円もの巨額の借入金残高を抱えている。



※1 地方の借入金残高は、平成24年度は決算ベース、平成25年度は実績見込み、平成26年度は年度末見込み。  
 ※2 GDPは、平成24年度は実績値、平成25年度は実績見込み、平成26年度は政府見通しによる。  
 ※3 表示未满是四捨五入をしている。

## （参考）公営企業債残高（企業会計負担分）の状況

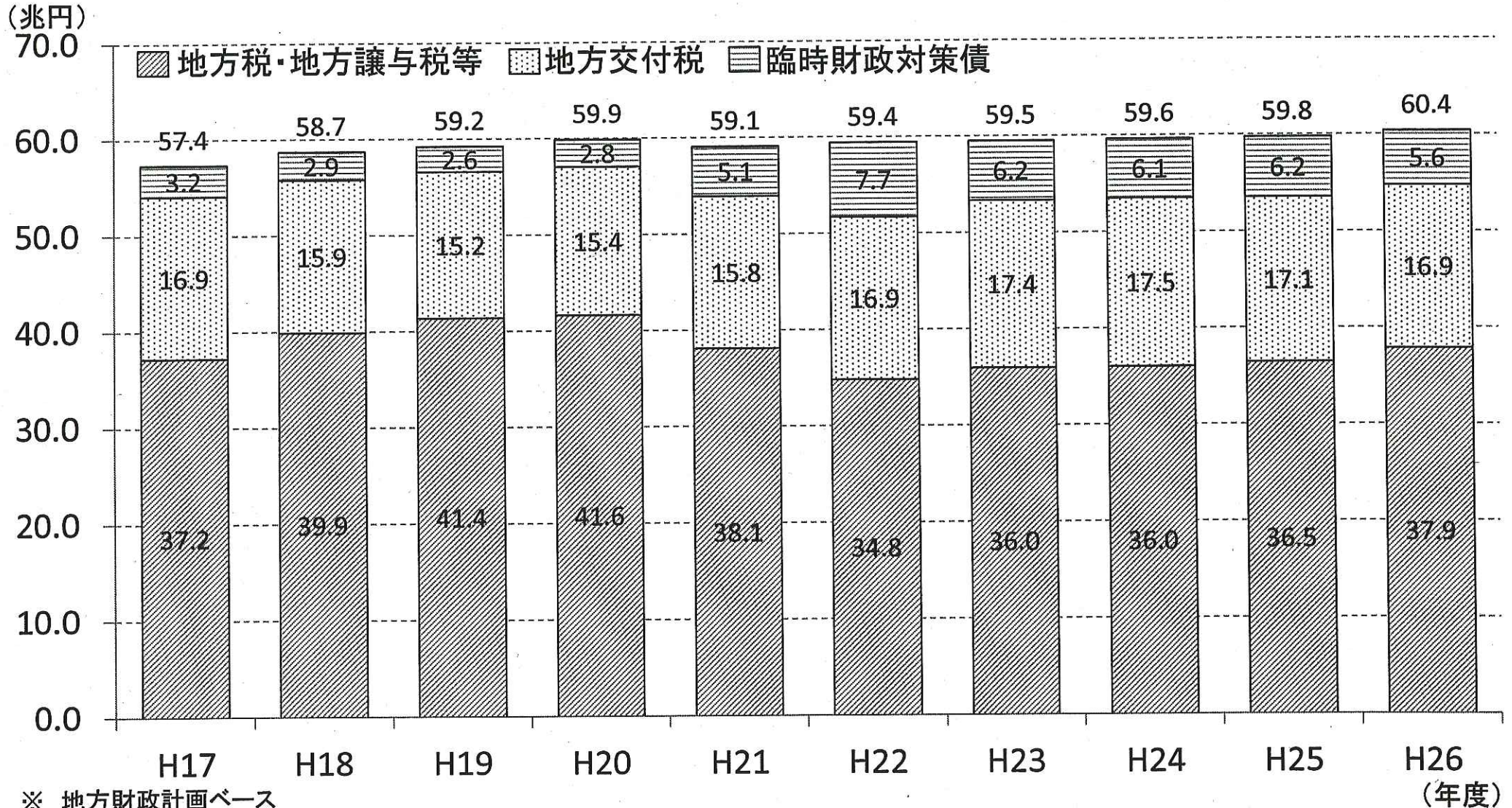
（単位：兆円）

年度	S55	S56	S57	S58	S59	S60	S61	S62	S63	H元	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
公営企業債残高	12	13	14	15	16	16	17	18	18	19	20	21	22	24	25	26	28	29	30	31	32	33	33	33	33	32	32	31	30	30	29	28	27	26	25



# 地方一般財源総額

○ 地方の一般財源総額については、近年は横ばいで推移。



※ 地方財政計画ベース

※ 三位一体改革において、平成18年度に、国税から地方税へ約3兆円の税源移譲が行われた

## 中期財政計画（抄）

平成25年8月8日 閣議了解

### Ⅲ. 平成27年度(2015年度)の目標達成に向けて

#### 1 基本的な取組

当面、平成27年度(2015年度)の目標達成に向けて、平成26年度(2014年度)及び平成27年度(2015年度)の国・地方を合わせた基礎的財政収支の改善に注力する。

平成27年度(2015年度)の目標達成のためには、民需主導の持続的成長が実現した経済の姿の下で、国・地方を合わせた基礎的財政収支を平成25年度(2013年度)から17兆円程度改善する必要がある。

(中略)

地方財政についても、地方財政の安定的な運営の観点を踏まえ、国の歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源の総額については、平成26年度及び平成27年度において、平成25年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。

#### 2 歳出面・歳入面の取組

- 地方財政については、経済再生に合わせ、歳出特別枠等のリーマンショック後の危機対応モードから平時モードへの切替えを進めていく必要がある、歳入面・歳出面における改革を進めるほか、頑張る地方に対する支援を進める。

## 経済財政諮問会議の開催状況等

### 平成26年会議開催状況等

- 第1回 H26.1.20(経済財政の1年の成果と今後の展望 等)
- 第2回 H26.2.20(金融政策、物価等に関する集中審議 等)
- 第3回 H26.3.19(日本の活力の発揮に向けて 等)
- 第4回 H26.4.4(財政健全化に向けて 等)
- 第5回 H26.4.16(経済の好循環に向けて 等)
- 第6回 H26.4.22(歳出分野の重点化・効率化(社会保障) 等)

#### <今後の予定(昨年度の例)>

平成25年度は、5月中旬に、「地方財政」が議題となり、総務大臣が説明。  
6月中旬に、「骨太方針」閣議決定。

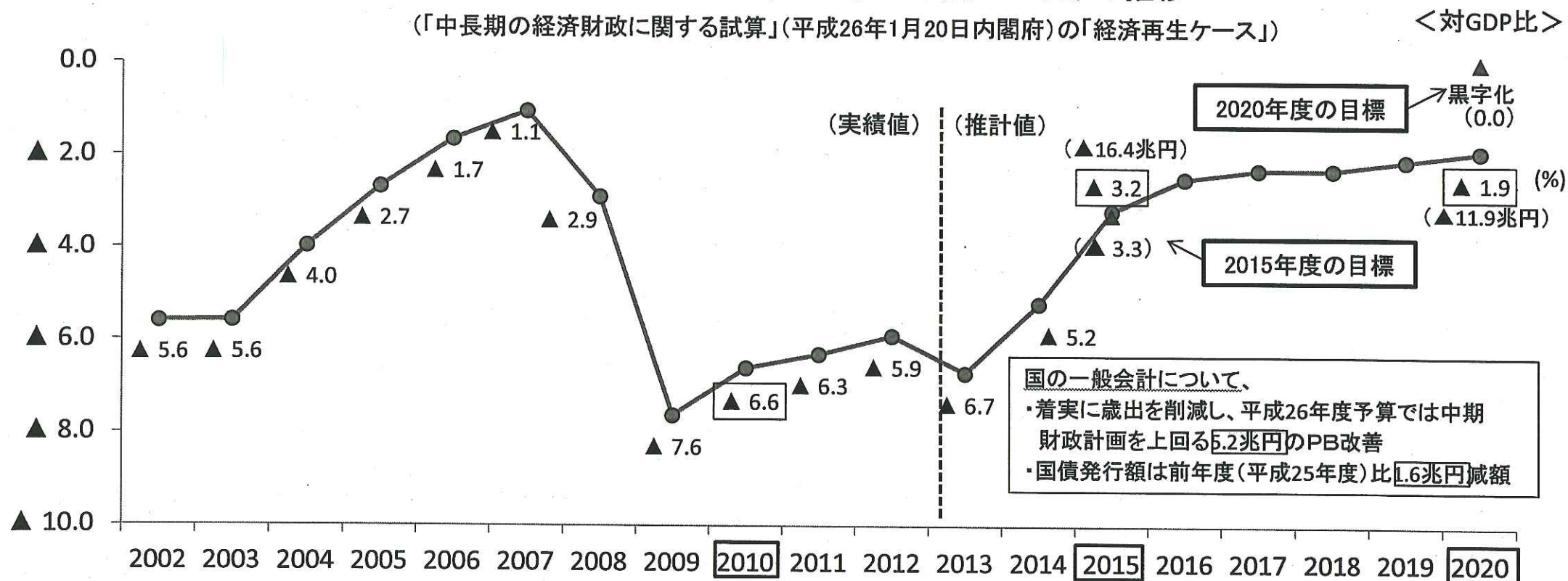
# 国・地方プライマリーバランスの財政健全化目標について

## 財政健全化目標

国・地方を合わせたプライマリーバランスについて、2015年度までに2010年度に比べ赤字の対GDP比を半減、2020年度までに黒字化、その後の債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指す。

## 国・地方のプライマリーバランス(対GDP比)の推移

(「中長期の経済財政に関する試算」(平成26年1月20日内閣府)の「経済再生ケース」)



	2010年度	2013年度
プライマリーバランス (対GDP比)	▲31.7兆円 [▲6.6%]	▲32.6兆円 [▲6.7%]



2015年度(目標)
▲17.1兆円 [▲3.3%]



2020年度(目標)
黒字化 [0.0兆円 [0.0%]]

## 法人関係税収の国・地方間の配分

(H26 予算・計画ベース)

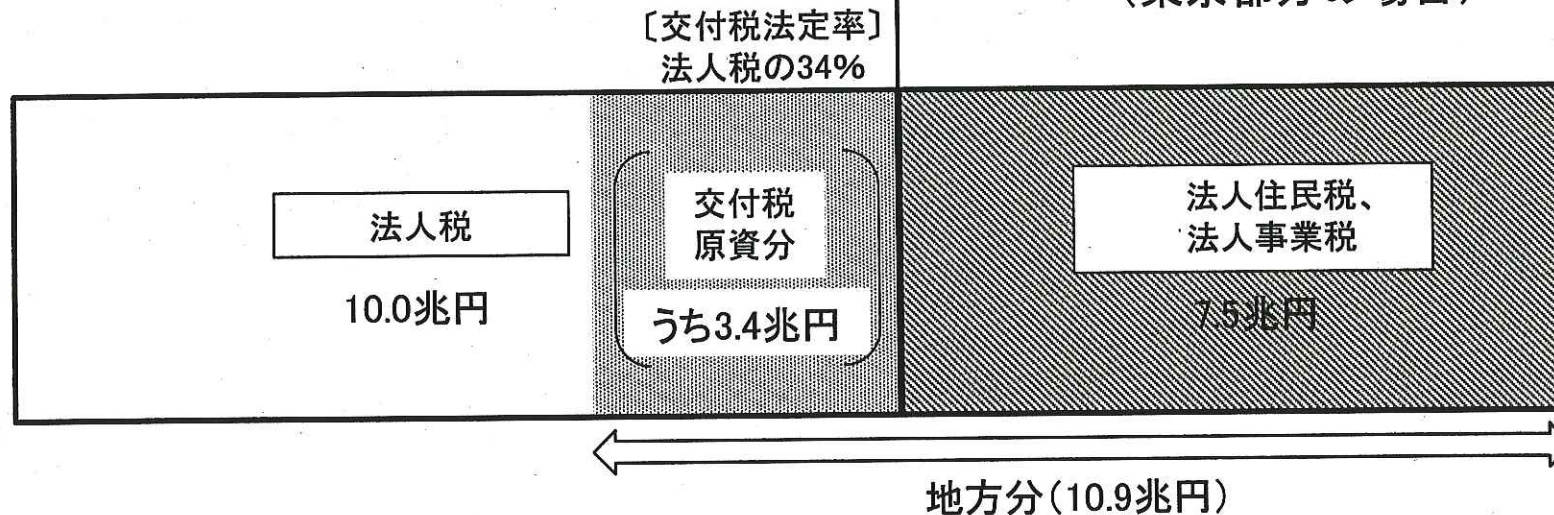
<法人実効税率(国+地方)=35.64%>

【 国 税 】

【 地方税 】

<法人実効税率(国)=23.71%>

<法人実効税率(地方)=11.93%>  
(東京都分の場合)



※26年度予算・地財ベース。標準税率の場合の実効税率は、国+地方:34.62%、地方:10.83%。

※税収には法人実効税率にカウントされない法人住民税均等割、法人事業税付加価値割、資本割を含む。

法人実効税率1%の減で国・地方合計で約4,700億円の減(財務省試算)

## 特別交付税及び震災復興特別交付税の適正な算定について

平成25年度、会計検査院から、特別交付税及び震災復興特別交付税の過大交付について指摘を受け、是正改善の処置を求められた。

総務省としては、平成25年8月21日付(特別交付税)、平成25年9月11日付(震災復興特別交付税)で地方団体に対し通知を発出し、適正な算定について要請を行ったところ。

### 過大交付の内容

#### ① 特別交付税

過疎対策事業債(ソフト分)を充当した経費を算定対象に含めていたことによる過大交付。

#### ② 震災復興特別交付税

下記の経費を算定対象に含めていたことによる過大交付。

- ・東日本大震災に係る災害復旧事業等に該当しない経費
- ・補助金等の交付を受けて実施する事業に要する経費
- ・起債対象事業費とは認められない経費 等

### 総務省の対応(特別交付税・震災復興特別交付税共通)

#### ① 地方団体への周知

過大交付の事例、基礎数値回答にあたっての留意事項、交付税検査の適切な実施等を地方団体に通知済。あらゆる場を通じて周知。

#### ② 様式の見直し

基礎数値報告資料について報告誤りを防止する点検項目を追加。

#### ③ 交付税検査

道府県、指定都市に対する交付税検査の実施。